証券コード　6085
平成29年６月９日

株 主 各 位

東京都港区浜松町二丁目７番５号
アーキテクツ・スタジオ・ジャパン株式会社
代表取締役社長　丸　山　雄　平

第10期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第10期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
**　なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年６月27日（火曜日）午後５時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。**

敬　具

記

１．日　　時　　**平成29年６月28日（水曜日）　午前10時**
２．場　　所　　**東京都千代田区大手町二丁目６番１号 朝日生命大手町ビル５階**
　　フクラシア東京ステーション
　　（会場が前回と異なっておりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違いのないようご注意ください。）
３．目的事項
　　報告事項　　第10期（平成28年４月１日から平成29年３月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件
　　決議事項
　　第１号議案　　取締役５名選任の件
　　第２号議案　　監査役３名選任の件
　　第３号議案　　取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

以　上

〜〜〜

（添 付 書 類）

事　業　報　告

（平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで）

１．会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、政府及び日銀の各種政策効果を背景に、企業業績や雇用・所得環境に改善がみられ、景気は緩やかな回復基調にありました。

住宅業界におきましては、新設住宅着工戸数は、特に貸家において相続税改正や住宅ローン金利の低下等を背景として堅調な状況にありましたが、持家においては持ち直しの傾向はありましたものの力強さを欠く状況のもと推移いたしました。

当社事業領域における運営建設会社の動向としては、震災復興をはじめとする公共工事の増加や建設従事者の高齢化、職人不足による人件費・外注費の高騰が続いているなかで、建築家との家づくりという付加価値の高い当社事業への期待値は高く、新たな需要喚起策の導入とマーケティング戦略の転換が急がれる環境が続いておりました。

このような状況のもと、当社は平成28年４月、東京丸の内に建築家情報空間「ASJ TOKYO CELL」をオープンし、登録建築家、加盟スタジオ及び建材・住宅設備メーカー参画のもと、戸建て新築、各種リフォーム、収益物件や店舗施設、医療施設などの建設ニーズに応える最新の情報発信を行うとともに、各種イベントの開催により新たなライフスタイルの提案を行い、潜在需要の喚起をしてまいりました。また、東京丸の内という一等地に構える路面店効果を最大限発揮することで、大阪市の「ASJ UMEDA CELL」、横浜市の「ASJ YOKOHAMA　CELL」とのシナジーの創出、ブランド資本の強化を進めてまいりました。さらに、ＡＳＪアカデミー会員の獲得チャネルの多様化施策として、当社ホームページのコンテンツを整備・改善し、サイト上での入会手続きの簡素化を図ることで獲得スピード・コストの改善を講じてまいりました。

プランニングコースから設計契約・工事請負契約に至るプロセスにおける成約率改善施策では、従来加盟スタジオの当社事業担当マネージャーを介しての間接的関与にとどまっていた営業・会員サポート体制を補完・強化するために営業本部・コールセンターを新設し、ＡＳＪアカデミー会員へ直接的アプローチを行い、登録建築家・加盟スタジオとの作業進捗に関与することで顧客満足度の改善・向上に努めました。また、従来の加盟スタジオ・登録工務店に加え、複数の住宅建設会社との業務提携を通して事業プラットホームの拡大・多様化を図り、パートナー建設会社へ付加価値の高い営業支援を提供することで、成約率・成約スピードの改善に加え、ロイヤリティ料率の改善を推し進めました。同時に土地建物紹介事業を新規に立ち上げ、新たな収益機会の創出に努めてまいりました。

これらの諸施策により、新規スタジオ加盟件数は、８件(前事業年度11件)、イベント開催回数は507回(前事業年度561回)と前事業年度を下回ったものの、新規アカデミー会員獲得数は7,685件(前事業年度7,266件)、加盟建設会社における工事請負契約金額は15,221,256千円(前事業年度15,135,728千円)と前事業年度を上回り、特に工事請負契約に係るロイヤリティの平均約定料率は前事業年度の2.65％から3.22％と0.57％改善し、同ロイヤリティ売上は490,597千円と前事業年度比で90,311千円増加いたしました。また、「ASJ TOKYO CELL」使用料及び土地建物紹介事業がその他売上を前事業年度に比べ53,641千円押し上げました。以上の結果、従来型ビジネスの成長鈍化傾向を新規施策で補い、当事業年度の売上高は1,378,186千円(前事業年度1,279,711千円）となり、98,475千円（前事業年度比7.7％増）の増収となりました。

損益面につきましては、営業本部人件費と「ASJ TOKYO CELL」の地代家賃の増加及び本社・拠点再編に係る一時費用により、販売費及び一般管理費が1,217,093千円（前事業年度1,116,286千円）と100,807千円増加したため、営業損失は70,676千円（前事業年度営業損失90,604千円)、経常損失は70,049千円（前事業年度経常損失90,434千円）となりました。また、固定資産の減損処理に伴う費用187,946千円を特別損失に計上したため、当期純損失は259,651千円（前事業年度当期純損失121,108千円）となりました。

(2) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(3) 設備投資の状況

当事業年度において、62,963千円の設備投資を実施いたしました。その主な内容は、建築家情報空間 東京展示場の新設に伴う建物附属設備、社内業務効率化のためのシステム開発及びＡＳＪ建築家ネットワーク事業における加盟店運営業務の効率化のためのソフトウエアの開発等であります。

(4) 財産及び損益の状況

区　　分	第７期 平成26年３月期	第８期 平成27年３月期	第９期 平成28年３月期	第10期 平成29年３月期 (当事業年度)
売　　上　　高（千円）	1,582,788	1,451,948	1,279,711	1,378,186
経常利益又は経常損失(△)（千円）	254,803	90,844	△90,434	△70,049
当期純利益又は当期純損失（△）（千円）	141,938	28,416	△121,108	△259,651
１株当たり当期純利益又は当期純損失(△)（円）	109.70	18.49	△76.64	△162.69
総　　資　　産（千円）	1,773,208	1,791,095	1,600,935	1,369,869
純　　資　　産（千円）	1,322,543	1,403,460	1,303,851	1,044,133
１株当たり純資産額（円）	868.95	891.37	816.95	654.24

（注）　１株当たり当期純利益又は当期純損失(△)は、期中平均発行済株式総数により算出しております。

(5) 対処すべき課題

今後のわが国の新設住宅着工戸数は、少子高齢化の進展等を考慮すると、先行き大幅な増加は期待できないとみられております。しかしながら、個々のライフスタイルを重視した理想の家づくりに対するニーズは今後も着実に増大していくものと思われ、ＡＳＪ建築家ネットワーク事業の潜在顧客需要は膨大に存在すると考えられます。つまり、「建築家との家づくり」というマーケットの創造はこれからという段階であります。

当社の使命は、ＡＳＪ建築家ネットワーク事業における加盟建設会社・パートナー企業において確実な収益メカニズムとして確立されること、また登録建築家にとっては参画することの価値が高まることであります。当社はこの使命を忘れることなく、ＡＳＪ建築家ネットワーク事業をさらにマーケットに周知させ、より多くのお客様に建築家との家づくりにチャレンジしていただくとともに、以下の点を主要課題と認識して取り組んでまいります。

・登録建築家及び加盟建設会社の獲得と加盟建設会社が運営するスタジオ展開の促進に注力する。
・パートナー企業との業務提携等を通して、事業プラットホームの拡大・多様化を図り、新規収益機会の創出に努める。
・ＡＳＪ建築家ネットワーク事業において重要な職務を担っている直営業部門及びＳＶ（スーパーバイザー）について、必要な人材の獲得と養成を行う。
・建築家との家づくりを訴求するためのコンテンツ及びブランドマーケティングの展開により、マーケットへの訴求力を強化する。
・投資効率の最大化・支出の最適化により、株主利益の創出を図る。
・当社独自開発の情報管理システム（A-POS）及び建築家対応積算ソフト（COSNAVI）の機能をさらに進化させ、ＡＳＪポータルサイトとして業務の効率化と事業規模の拡大につなげる。

ＡＳＪ建築家ネットワーク事業は「建築家との家づくり」を訴求ポイントとし、住宅・リフォーム・商業施設等の建設計画がある顧客に、建築家を活用した建物づくりの選択肢を提供するものであります。当社は、「建設計画のある方が、最寄りのＡＳＪのスタジオを利用するのは当たり前」となることを目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申しあげます。

(6) 主要な事業内容（平成29年３月31日現在）

当社は、全国の建築家を登録・ネットワーク化するとともに、建設会社をフランチャイズ化して、建築家と建設会社を結びつけ、両者の協力のもとでプラットホーム（ビジネスの基盤となる環境）を構築し、顧客が望む住宅・商業施設等の建設を行うシステムの運営事業をＡＳＪ建築家ネットワーク事業として展開しております。

主な事業の内訳は、次のとおりであります。

主な事業・サービス
加盟建設会社、パートナー建設会社及び登録建築家からのロイヤリティ、住宅イベント企画及び販促物等の販売、建材販売、その他

(7) 主要な営業所（平成29年３月31日現在）

本　　店	東京都港区浜松町二丁目７番５号
支　　店	大阪支店（大阪市北区）
営 業 所	沖縄営業所（沖縄県那覇市）
展 示 場	東京展示場（東京都千代田区） 横浜展示場（横浜市西区） 梅田展示場（大阪市北区）

（注）　当社は、平成29年１月１日付で本店所在地を「東京都港区高輪三丁目23番14号」から「東京都港区浜松町二丁目７番５号」へ変更しております。

(8) 従業員の状況（平成29年３月31日現在）

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
61名	２名減	46.1歳	6.6年

（注）　上記従業員数には、臨時雇用者等は含んでおりません。

(9) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(10) 主要な借入先及び借入額

該当事項はありません。

(11) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

２．株式に関する事項（平成29年３月31日現在）

(1) 発行可能株式総数　4,800,000株

(2) 発行済株式の総数　1,596,000株

(3) 株主数　401名

(4) 上位10名の株主

株主名	持株数	持株比率
丸山 雄平	458,500株	28.7%
溝江 昭男	384,900株	24.1%
中谷 宅雄	105,200株	6.6%
株式会社ピュア・クリエイト	78,500株	4.9%
溝江　弘	67,800株	4.2%
ＡＳＪ従業員持株会	43,900株	2.8%
溝江 将光	40,800株	2.6%
高橋 恒夫	40,000株	2.5%
松井証券株式会社	38,200株	2.4%
楽天証券株式会社	21,200株	1.3%

３．新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に当社使用人等に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

該当事項はありません。

４．会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（平成29年３月31日現在）

地　位	氏　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	丸　山　雄　平	―
常務取締役	高　橋　恒　夫	ＡＳＪ事業本部・技術開発本部所管 ＡＳＪ事業本部長
取　締　役	長　尾　康　三	管理本部所管
取　締　役	井　上　博　明	事業開発本部・営業本部所管
取　締　役	川　村　健　一	広島経済大学 教授 特定非営利活動法人サスティナブル・コミュニティ研究所 代表理事・所長
常勤監査役	和　泉　利　治	―
監　査　役	山　下　和　広	監査法人フィールズ 代表社員 税理士法人フィールズ 代表社員
監　査　役	津　田　和　義	株式会社ブレイントラスト 代表取締役 津田和義公認会計士・税理士事務所 代表 ヒロセ通商株式会社 社外取締役（監査等委員） シルバーエッグ・テクノロジー株式会社 社外監査役

（注）１．川村健一氏は、社外取締役であります。
２．和泉利治氏、山下和広氏及び津田和義氏は、社外監査役であります。
３．当社は、取締役川村健一氏及び常勤監査役和泉利治氏を、株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
４．常勤監査役和泉利治氏は、企業金融分野における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。また、監査役山下和広氏及び津田和義氏は、公認会計士・税理士として、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
５．当社は、社外取締役及び社外監査役全員との間で、会社法第423条第１項の賠償責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第１項に規定する最低責任限度額を限度として責任を負担する旨の契約を締結しております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区　分	支給人数	報酬等の総額
取　締　役 (うち社外取締役)	5名 (　1名)	50,400千円 (　2,400千円)
監　査　役 (うち社外監査役)	3名 (　3名)	14,400千円 (　14,400千円)
合　　計	8名 (　4名)	64,800千円 (　16,800千円)

(注) 1．取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2．平成20年６月23日開催の第１期定時株主総会において、取締役の報酬額を年額100,000千円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）と決議いただいております。
3．平成23年６月27日開催の第４期定時株主総会において、監査役の報酬額を年額20,000千円以内と決議いただいております。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である法人等と当社との関係

区　分	氏　名	重要な兼職先である法人等と当社との関係
社外取締役	川村　健一	広島経済大学及び特定非営利活動法人サスティナブル・コミュニティ研究所と当社との間には、特別の関係はありません。
社外監査役	山下　和広	監査法人フィールズ及び税理士法人フィールズと当社との間には、特別の関係はありません。
社外監査役	津田　和義	株式会社ブレイントラスト、津田和義公認会計士・税理士事務所、ヒロセ通商株式会社及びシルバーエッグ・テクノロジー株式会社と当社との間には、特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区　分	氏　名	主な活動状況
社外取締役	川村　健一	当事業年度開催の取締役会にはすべてに出席し、大学教授としての専門的見地や豊富な経験をもとに、適宜発言を行っております。
常勤社外監査役	和泉　利治	当事業年度開催の取締役会及び監査役会にはすべてに出席し、企業金融分野における豊富な経験をもとに、適宜発言を行っております。
社外監査役	山下　和広	当事業年度開催の取締役会及び監査役会にはすべてに出席し、公認会計士・税理士としての専門的見地や豊富な経験をもとに、適宜発言を行っております。
社外監査役	津田　和義	当事業年度開催の取締役会及び監査役会にはすべてに出席し、公認会計士・税理士としての専門的見地や豊富な経験をもとに、適宜発言を行っております。

(4) その他会社役員に関する重要な事項

該当事項はありません。

５．会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	金　　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	13,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	13,000千円

(注) １．監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況及び報酬額等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等の額につき会社法第399条第１項の同意を行っております。

２．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

３．当社は、会計監査人との間で、会社法第423条第１項の賠償責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第１項に規定する最低責任限度額を限度として責任を負担する旨の契約を締結しております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、当社取締役会は、当該決定に基づき当該議案を株主総会に提出いたします。

会計監査人が会社法第340条第１項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役会は監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

６．業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

（業務の適正を確保するための体制）

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 企業倫理に対する意識を高め、法令及び企業の社会的責任に対する自覚を促します。

② 取締役は、誠実かつ公正に職務を執行し、透明性の高い経営体制の構築を図ります。

③ 定例取締役会を原則として毎月１回開催し、経営事項の審議及び決議を行うとともに、各取締役の職務の執行を監督します。

④ 取締役及び従業員が遵守すべき取締役会規程をはじめとする諸規程等を定め、法令等への適合体制を確立します。

⑤ コンプライアンスの推進を図るため、コンプライアンス推進委員会を設置し、コンプライアンスに反する事態に備えるとともに、コンプライアンス規程等に準拠した意識・行動の向上を図ります。

⑥ 内部通報制度運用規程に基づき、コンプライアンスに関する相談及び不正行為の早期発見等に関して、内部通報の仕組みを適切に構築します。

⑦ 財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制の評価の基準に従い、適切な財務報告に係る内部統制システムの整備を行います。

⑧ 内部監査部門として内部監査室を設置し、内部監査規程に基づき監査を実施します。

⑨ 反社会的勢力には組織的に毅然とした姿勢で対処し、一切の関係を遮断します。反社会的勢力による不当要求等に対しては、必要に応じて警察等の関係機関や顧問弁護士との情報交換及び連携を図ります。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

株主総会や取締役会等の議事録、計算書類、その他重要情報については、法令、定款及び社内規程等に基づき適切な保存・管理を行います。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

経営上の重要事項に係るリスクについては、取締役会、リスク管理委員会等において迅速かつ十分な審議を行い、社内規程等に基づき適切な管理を行います。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 取締役会において各取締役の職務分担を決定し、取締役会規程、組織規程、業務分掌規程及び職務権限規程等により、各部門の権限と責任を明確にし、職務執行の効率化を図るとともに、職務が適正に執行される体制を整備します。

② 取締役及び部門長等からなる執行部会議を設置し、職務の重要事項について審議を行い、経営計画の達成及び会社業務の円滑な運営を図ります。

(5) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

① 監査役が補助使用人を求めた場合は、監査役と協議のうえ、監査役の職務補助のための使用人を置きます。

② 補助使用人が監査役の職務補助を行うにあたっての指揮権は、監査役に委嘱されたものとして取締役の指揮・命令を受けません。

(6) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

① 取締役及び従業員は、法令に違反する事実、あるいは会社に著しい損害を与える事実並びに著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときは、速やかに監査役に報告を行います。

② 取締役及び従業員は、監査役から職務の執行状況について報告を求められたときは、迅速な対応を行います。

③ 内部監査部門は、監査役に対し、内部監査計画及び結果等を随時報告します。

④ 監査役への報告を行った取締役及び従業員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止します。

(7) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、担当部門において審議のうえ、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理します。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 監査役は、定期的に監査役会を開催し監査役相互の情報・意見交換を行うとともに、必要に応じて随時協議を行います。

② 取締役及び部門長は、取締役会、執行部会議等の重要会議の開催にあたり、監査役が出席する機会を設けます。

③ 監査役は、代表取締役社長、内部監査部門及び監査法人と会合の場を持ち、意見交換を行います。

（業務の適正を確保するための体制の運用状況）

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

(1) 取締役の職務執行について

当事業年度において、定例取締役会を12回、臨時取締役会を４回開催し、経営事項の審議及び決議を行っております。また、常勤役員による経営会議を毎月開催し、経営全般における重要事項について多面的な審議を行うとともに、経営管理機能をより充実させるため、取締役・部門長等からなる執行部会議を毎月開催し、職務の重要事項について情報の集約と審議を行っております。

(2) 監査役の職務執行について

当事業年度において、監査役会を13回開催し、監査役相互の情報・意見交換及び協議を行っております。また、監査役は、取締役会、その他重要な会議へ出席するとともに、内部監査室及び会計監査人とも相互連携を行い、監査職務の実効性向上を図っております。

(3) コンプライアンス体制について

コンプライアンス推進委員会を定期的に開催し、法令・定款の遵守や職務執行におけるリスク管理等について報告・審議を行うとともに、コンプライアンスの意識・行動の向上に努めております。

(4) 内部監査及び財務報告に係る内部統制システムについて

内部監査室は、社内規程等に基づく職務執行状況について監査を行っております。また、財務報告に係る内部統制システムの整備・運用状況についてモニタリングを行い、有効性の評価を実施しております。

貸　借　対　照　表

（平成29年３月31日現在）

（単位：千円）

科　　目	金　　額	科　　目	金　　額
（資　産　の　部）		（負　債　の　部）	
流　動　資　産	**1,052,389**	**流　動　負　債**	**325,736**
現　金　及　び　預　金	550,733	買　　掛　　金	22,942
売　　掛　　金	308,619	未　　払　　金	212,674
商　　品	4,126	未　払　費　用	49,377
前　払　費　用	17,803	未　払　法　人　税　等	6,870
従業員に対する短期貸付金	3,179	前　　受　　金	5,104
立　　替　　金	23,939	預　　り　　金	25,441
未　収　入　金	186,327	賞　与　引　当　金	3,325
そ　　の　　他	10,471	**固　定　負　債**	**－**
貸　倒　引　当　金	△52,813		
固　定　資　産	**317,480**		
有形固定資産	**114,182**		
建　　物	110,760		
工具、器具及び備品	3,421	**負　債　合　計**	**325,736**
無形固定資産	**48,070**	（純　資　産　の　部）	
ソ　フ　ト　ウ　エ　ア	41,341	**株　主　資　本**	**1,044,133**
ソフトウエア仮勘定	6,729	**資　　本　　金**	**412,755**
投資その他の資産	**155,227**	**資　本　剰　余　金**	**411,685**
従業員に対する長期貸付金	10,679	資　本　準　備　金	411,685
長　期　前　払　費　用	29,932	**利　益　剰　余　金**	**219,759**
差　入　保　証　金	114,616	その他利益剰余金	219,759
破　産　更　生　債　権　等	18,561	繰越利益剰余金	219,759
貸　倒　引　当　金	△18,561	**自　己　株　式**	**△66**
		純　資　産　合　計	**1,044,133**
資　産　合　計	**1,369,869**	**負債純資産合計**	**1,369,869**

損　益　計　算　書

（平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで）

（単位：千円）

科　　目	金　　額	
売　上　高		1,378,186
売　上　原　価		231,769
売　上　総　利　益		1,146,416
販売費及び一般管理費		1,217,093
営　業　損　失		70,676
営　業　外　収　益		
受　取　利　息	300	
保　険　返　戻　金	263	
そ　の　他	62	627
経　常　損　失		70,049
特　別　損　失		
減　損　損　失	187,946	187,946
税引前当期純損失		257,995
法人税、住民税及び事業税	1,656	
法人税等調整額	－	1,656
当　期　純　損　失		259,651

株主資本等変動計算書

（平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
平成28年４月１日残高	412,755	411,685	411,685	479,411	479,411	－	1,303,851	1,303,851
当期変動額								
当期純損失(△)	－	－	－	△259,651	△259,651		△259,651	△259,651
自己株式の取得						△66	△66	△66
当期変動額合計	－	－	－	△259,651	△259,651	△66	△259,718	△259,718
平成29年３月31日残高	412,755	411,685	411,685	219,759	219,759	△66	1,044,133	1,044,133

個　別　注　記　表

１．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品　……個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産　……定率法によっております。ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建　　物　13年～18年

工具、器具及び備品　２～６年

無形固定資産　……定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年間）に基づく定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金　……債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金　……従業員の賞与の支出に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度において負担すべき額を計上しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理……税抜処理によっております。

２．　会計方針の変更

（平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用）

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年６月17日）を当事業年度に適用し、平成28年４月１日以後に取得した建物附属設備に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

この結果、当事業年度の営業損失、経常損失及び税引前当期純損失はそれぞれ8,547千円減少しております。

３． 追加情報

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号　平成28年3月28日）を当事業年度から適用しております。

４．貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額　　67,544千円

５．損益計算書に関する注記

減損損失　　（単位：千円）

場所	用途	種類	減損損失
本社（東京都港区） 大阪支店（大阪市北区） 横浜展示場（横浜市西区） 東京展示場（東京都千代田区）	事業用資産	建物	121,309
		工具、器具及び備品	4,065
		建設仮勘定	4,616
		ソフトウェア	25,144
		ソフトウェア仮勘定	16,915
		差入保証金	15,894
		合計	187,946

当社は、ASJ建築家ネットワーク事業の単一セグメントであることから、事業用資産は全体で１つの資産グループとしております。また、遊休資産及び処分予定資産につきましては、個別資産ごとにグルーピングを行っております。

当事業年度において、当社事業は、営業活動から生ずる損益が継続してマイナスであるため、事業用資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額160,000千円を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、当資産グループの回収可能価額は、使用価値により測定しておりますが、事業用資産は、将来キャッシュ・フローを6.7%で割り引いて算定しております。

また、本社及び大阪支店の一部移転に伴い除却予定となった固定資産について帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額27,945千円を減損損失として計上しております。処分予定資産は将来キャッシュ・フローが見込めないため回収可能価額を零としております。

６．株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当期首の株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末の株式数
普通株式（株）	1,596,000	－	－	1,596,000

(2) 自己株式に関する事項

株式の種類	当期首の株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末の株式数
普通株式（株）	－	42	－	42

（変動事由の概要）

単元未満株式の買取りによる増加　42株

(3) 配当に関する事項

該当事項はありません。

７．税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	1,609千円
貸倒引当金	19,663千円
賞与引当金	1,160千円
減価償却超過額	50,104千円
差入保証金	2,971千円
繰越欠損金	58,408千円
その他	1,320千円
繰延税金資産小計	135,237千円
評価性引当額	△135,237千円
繰延税金資産合計	－千円

８．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行等金融機関からの借入による方針です。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金及び未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社の社内規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を適宜、把握する体制としております。

差入保証金は主に本社及び事務所を賃借する際に支出したものであり、預入先の信用リスクが存在します。

営業債務である未払金は、そのほとんどが１年以内の支払期日です。

営業債務は、流動性リスクに晒されていますが、当社では資金繰り計画を作成するなどの方法により管理しております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成29年３月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。((注２）を参照ください。)

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時　　価	差　　額
(1) 現金及び預金	550,733	550,733	－
(2) 売掛金	308,619		
貸倒引当金（※１）	△25,424		
	283,194	283,194	－
(3) 未収入金	186,327		
貸倒引当金（※２）	△26,816		
	159,511	159,511	－
(4) 差入保証金	112,582	47,472	△65,109
資産計	1,106,022	1,040,912	△65,109
(1) 未払金	212,674	212,674	－
負債計	212,674	212,674	－

（※１）　売掛金に対応する貸倒引当金を控除しております。
（※２）　未収入金に対応する貸倒引当金を控除しております。

（注１）　金融商品の時価の算定方法に関する事項

資　産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(3) 未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 差入保証金

賃貸借契約終了により将来回収が見込まれる保証金から、将来発生が予想される原状回復見込額を控除したものについて、その将来キャッシュ・フローを期末から返還までの見積り期間に基づき、合理的な利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負　債

(1) 未払金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注２） 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区　　分	貸借対照表計上額
差入保証金	2,034

差入保証金のうち、償還予定が合理的に見積れず、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては「(4) 差入保証金」には含めておりません。

（注３） 金銭債権の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	１年以内	１年超 ５年以内	５年超 10年以内	10年超
現金及び預金	550,733	－	－	－
売掛金	308,619	－	－	－
未収入金	186,327	－	－	－
合計	1,045,680	－	－	－

９．関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

１０．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　654円24銭

(2) １株当たり当期純損失　162円69銭

１１．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

（注）記載金額は、表示単位未満を切り捨てております。また、比率は表示単位未満を四捨五入しております。

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年５月10日

アーキテクツ・スタジオ・ジャパン株式会社
取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　淺　野　禎　彦　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　余　野　憲　司　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、アーキテクツ・スタジオ・ジャパン株式会社の平成28年４月１日から平成29年３月31日までの第10期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成28年４月１日から平成29年３月31日までの第10期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年５月12日

アーキテクツ・スタジオ・ジャパン株式会社　監査役会

常勤社外監査役　和　泉　利　治　㊞

社外監査役　山　下　和　広　㊞

社外監査役　津　田　和　義　㊞

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　取締役５名選任の件

取締役全員（５名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役５名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	丸山（まるやま）　雄平（ゆうへい） （昭和31年８月15日生）	昭和56年４月　三谷商事株式会社 入社 平成８年10月　株式会社夢建人 設立 代表取締役 平成16年４月　旧アーキテクツ・スタジオ・ジャパン株式会社（平成20年１月にイーケンセツ・ドットコム株式会社に商号変更）取締役 平成19年９月　同社 代表取締役 平成19年11月　当社 代表取締役社長（現任）	458,500株
2	高橋（たかはし）　恒夫（つねお） （昭和25年３月30日生）	昭和43年４月　西松建設株式会社 入社 平成12年５月　株式会社ザウスコミュニケーションズ設立 代表取締役 平成19年９月　旧アーキテクツ・スタジオ・ジャパン株式会社（平成20年１月にイーケンセツ・ドットコム株式会社に商号変更）取締役 平成19年11月　当社 取締役 平成21年３月　アーキテクツテクノロジー東京株式会社 設立 代表取締役 平成22年４月　当社 常務取締役 ＡＳＪ事業本部長 兼技術本部長 平成23年10月　当社 常務取締役 ＡＳＪ事業本部・技術開発本部所管 技術開発本部長 平成27年６月　当社 常務取締役 ＡＳＪ事業本部・技術開発本部所管 平成28年５月　当社 常務取締役 ＡＳＪ事業本部・技術開発本部所管 ＡＳＪ事業本部長（現任）	40,000株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3	長尾　康三（ながお　こうぞう） （昭和41年２月15日生）	平成３年４月　富士通株式会社 入社 平成９年９月　アーサー・アンダーセン会計事務所 入所 平成13年７月　ＧＥコンシューマー・ファイナンス株式会社（現：新生フィナンシャル株式会社）入社 平成16年５月　日本マイクロソフト株式会社 入社 ホームエンターテーメント ビジネスコントローラー 平成18年７月　株式会社イシン・ホテルズ・グループ 入社 ＣＦＯ 平成20年４月　株式会社ピアソン・エデュケーション（現：ピアソン・ジャパン株式会社）入社 財務経理部長 平成22年10月　当社 入社 平成24年６月　当社 内部監査室長 平成27年６月　当社 取締役 管理本部所管（現任）	100株
4	井上　博明（いのうえ　ひろあき） （昭和29年２月26日生）	昭和52年４月　株式会社東京銀行（現：株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行）入社 昭和62年８月　ソロモン・ブラザーズ・アジア証券（現：シティグループ証券株式会社）入社 キャピタルマーケット部バイスプレジデント 平成６年５月　ＢＮＰパリバ銀行 入社 平成13年８月　同社 東京支店長 平成23年６月　株式会社 BANEX JAPAN（現：クルーズ株式会社）取締役ＣＦＯ 平成25年４月　クルーズ株式会社 執行役員管理本部長 平成25年11月　当社 入社 平成27年６月　当社 取締役 事業開発本部所管 平成27年10月　当社 取締役 事業開発本部・営業本部所管（現任）	200株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
5	川村（かわむら） 健一（けんいち） （昭和24年２月16日生）	昭和48年４月　フジタ工業株式会社（現：株式会社フジタ）入社 平成２年４月　米国Fujita Research Inc. 社長 平成12年４月　株式会社フジタ 環境創造事業本部副事業本部長兼エンジニアリング事業部長 平成15年10月　特定非営利活動法人サスティナブル･コミュニティ研究所 代表理事･所長(現任) 平成16年４月　旧アーキテクツ･スタジオ･ジャパン株式会社(平成20年１月にイーケンセツ･ドットコム株式会社に商号変更)取締役 平成17年４月　広島経済大学 教授（現任） 平成19年11月　当社 社外取締役（現任） (重要な兼職の状況) 広島経済大学 教授 特定非営利活動法人サスティナブル･コミュニティ研究所 代表理事・所長	10,000株

（注）１．各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
２．川村健一氏は、社外取締役候補者であります。
３．社外取締役候補者の選任理由
川村健一氏は、現在当社の社外取締役であり、就任してからの年数は本総会終結の時をもって９年７か月となります。同氏は、大学教授としての専門的知見と会社経営に関与された豊富な経験等をもとに、経営の監督とチェック機能の観点から、今後も引き続き社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。
４．当社は、社外取締役候補者との間で、会社法第423条第１項の賠償責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第１項に規定する最低責任限度額を限度として責任を負担する旨の契約を締結しております。
５．当社は、川村健一氏を株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出ており、同氏が取締役に選任され就任した場合には、引き続き独立役員となる予定であります。

第２号議案　監査役３名選任の件

監査役全員（３名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役３名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏　　名 （生年月日）	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	和泉（いずみ）　利治（としはる） （昭和33年２月５日生）	平成元年４月　エヌイーディー株式会社 入社 平成11年３月　安田企業投資株式会社 入社 平成22年４月　同社 業務推進部長兼投資第二部長 平成23年６月　当社 常勤社外監査役（現任）	700株
2	山下（やました）　和広（かずひろ） （昭和40年４月25日生）	平成４年10月　協立監査法人 入社 平成９年７月　山下会計事務所 開設 平成17年12月　税理士法人フィールズ設立 代表社員（現任） 平成20年７月　監査法人フィールズ設立 代表社員（現任） 平成22年９月　当社 社外監査役（現任） （重要な兼職の状況） 税理士法人フィールズ 代表社員 監査法人フィールズ 代表社員	― 株

候補者番号	氏　　名 （生年月日）	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3	津田（つだ）　和義（かずよし） （昭和41年１月13日生）	平成２年10月　太田昭和監査法人（現：新日本有限責任監査法人）入社 平成10年10月　株式会社稲田商会 取締役 平成12年10月　監査法人トーマツ（現：有限責任監査法人トーマツ）入社 平成15年８月　株式会社エム・エム・ティー 取締役 平成20年３月　株式会社ブレイントラスト設立 代表取締役（現任） 津田和義公認会計士・税理士事務所開設 代表（現任） 平成20年８月　ヒロセ通商株式会社 社外監査役 平成22年９月　当社 社外監査役（現任） 平成27年３月　シルバーエッグ・テクノロジー株式会社 社外監査役（現任） 平成28年６月　ヒロセ通商株式会社 社外取締役（監査等委員）（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社ブレイントラスト 代表取締役 津田和義公認会計士・税理士事務所 代表 ヒロセ通商株式会社 社外取締役（監査等委員） シルバーエッグ・テクノロジー株式会社 社外監査役	300株

（注）１．各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
２．和泉利治氏、山下和広氏及び津田和義氏は、社外監査役候補者であります。
３．社外監査役候補者の選任理由
和泉利治氏は、現在当社の社外監査役であり、就任してからの年数は本総会終結の時をもって６年となります。同氏は、企業金融分野における豊富な経験と幅広い知識等をもとに、監査体制の強化や経営の監視機能の観点から、今後も引き続き社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。
山下和広氏及び津田和義氏は、現在当社の社外監査役であり、就任してからの年数は本総会終結の時をもってそれぞれ６年10か月となります。両氏は、公認会計士・税理士としての専門的見地と幅広い知識・経験等をもとに、監査体制の強化や経営の監視機能の観点から、今後も引き続き社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。
４．当社は、社外監査役候補者全員との間で、会社法第423条第１項の賠償責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第１項に規定する最低責任限度額を限度として責任を負担する旨の契約を締結しております。
５．当社は、和泉利治氏を株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出ており、同氏が監査役に選任され就任した場合には、引き続き独立役員となる予定であります。

第３号議案　取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、平成20年６月23日開催の第１期定時株主総会において、年額１億円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とご承認いただいております。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、対象取締役に対して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することといたしたいと存じます。

本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権（以下「金銭報酬債権」という。）とし、その総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、現行の金銭報酬枠とは別枠で、年額30百万円以内といたします。ただし、当該報酬額は、原則として、２事業年度にわたる職務執行の対価に相当する額を初年度に一括して支給する場合を想定しており、実質的には１事業年度につき15百万円以内での支給に相当すると考えております。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。ただし、社外取締役に対しては、譲渡制限付株式の付与のための報酬は支給しないものといたします。

なお、上記報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたく存じます。

現在の取締役は５名（うち社外取締役１名）でありますが、第１号議案「取締役５名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役は５名（うち社外取締役１名）となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年２万株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他こ

れらの場合に準じて譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）といたします。ただし、上記のとおり、譲渡制限付株式報酬制度に係る金銭報酬債権は、原則として、２事業年度にわたる職務執行の対価に相当する額を初年度に一括して支給する場合を想定しており、実質的には１事業年度当たり１万株以内の交付になると考えております。

なお、その１株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定いたします。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた日より１年間から５年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

(2) 退任時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間満了前に、当社又は当社の子会社の取締役、取締役を兼務しない執行役員、使用人を退任又は退職した場合には、その退任又は退職につき、任期満了、死亡その他当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

上記（1）の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社の子会社の取締役、取締役を兼務しない執行役員、使用人の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限

期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、上記（2）に定める任期満了、死亡その他当社の取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記（2）に定める地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

また、本割当株式のうち、譲渡制限期間が満了した時点において上記規定に基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、譲渡制限期間が満了した時点の直後の時点をもって、当社はこれを当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取扱い

上記（1）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他取締役会で定める事項

上記のほか、本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約の改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

以　上

〈メ　モ　欄〉

株主総会会場ご案内図

場　所：　東京都千代田区大手町二丁目６番１号
朝日生命大手町ビル５階
フクラシア東京ステーション



〔交通機関〕　ＪＲ線「東京駅」日本橋口
地下鉄東西線、千代田線、半蔵門線、三田線「大手町駅」
地下鉄丸ノ内線「東京駅」
※地下鉄をご利用の場合はＢ６出入口よりお願いいたします。

〔お 願 い〕　駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申しあげます。